○青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程の一部を改

(開発課)

: =

(水産振興課) … 二

同.....

同.....

○右 ○右

同 同 同 同

第四百三十九号

○交番、

公安委員会

警察官駐在所及び警備派出所の名称、

位置等に関す

(警

務

課

令和四年 三月二十五日

○青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則… ○青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則……… 規 告 目 示 則 次 管 理 課 (交通政策課) (医療薬務課) : =

規 則

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

青森県知事

三

村

申

吾

青森県規則第二十三号

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 青森県鉄道施設条例施行規則(平成十四年十一月青森県規則第七十四号)の一部を

附則第三項中「令和三年度」を「令和六年度」に改める。

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

同

: ≕ : =: : ≡

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

同同同同同同

:

四 깯

四

青森県知事

三

村

申

吾

青森県規則第二十四号

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 青森県災害対策本部に関する規則 (昭和三十八年四月青森県規則第二十九号)

第九条第三項中「告示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により

(営農大学校) … 六

○漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正…………

(会計管理課)

:

同 路

:

課) ::

:

出

先 機

公表する」に改める。 附

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

青森県告示第百六十二号

ŋ 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ 次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申

吾

戸西病院メディカルコート八 名 称 八戸市大字長苗代字中坪七七 所 在 地 | 令和七年三月三十一日 認定の有効期限

青森県告示第百六十三号

青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように

令和四年三月二十五日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程 (昭和三十四年一月青森県告示第十

第一号様式中

九号)の一部を次のように改正する。

/法人にあつては、 、及び代表者氏名 (及び代表者氏名 /法人にあつては、 に改める。

第二号様式及び第三号様式中

(法人にあつては、名称) | /法人にあつては、名称 | (及び代表者氏名 い、「を下記」

、及び代表者氏名

を「について、下記」に、「承認してへださるよう」を「その承認を」に改める。 第四号様式から第八号様式までの規定中

(法人にあつては、名称) ⊕ や (法人にあつては、 (みアメイトませに々 、及び代表者氏名 (及び代表者氏名 に改める。

則

この規程は、告示の日から施行する。

附

青森県告示第百六十四号

おり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百七十条第三項の規定により次のと

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

漁業権者の名称及び住所

認可年月日 令和四年三月十日

車力漁業協同組合 つがる市富萢町清水六の五

 \equiv 漁業権の免許番号 内共第十二号

四 変更の内容

番地一五号」を削除する。 (県内共通の遊漁承認等に関する事項)の第八条第二項「十和田市元町東四丁目

四丁目一―一五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、裏の「内水面漁 業調整規則」 様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、「青森県十和田市元町東] を「漁業調整規則」に改める。

施行の日 令和四年三月十日

五.

青森県告示第百六十五号

おり遊漁規則の変更を認可したので、 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第百七十条第三項の規定により次のと 同条第七項の規定により公示する。

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

漁業権者の名称及び住所

認可年月日 車力漁業協同組合 つがる市富萢町清水六の五 令和四年三月十日

四 変更の内容

漁業権の免許番号 内共第十三号

三

番地一五号」を削除する。

様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、 「郵便番号」、 「青森県十和田市元町東

(県内共通の遊漁承認等に関する事項)の第八条第二項「十和田市元町東四丁目

四丁目一―一五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、裏の「内水面漁

Ŧi.

業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。

施行の日 令和四年三月十日

青

青森県告示第百六十六号

おり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第百七十条第三項の規定により次のと

令和四年三月二十五日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

漁業権者の名称及び住所

岩木川漁業協同組合 弘前市大字紙漉沢字山越一二四 0

認可年月日 令和四年三月十日

三 漁業権の免許番号 内共第十四号

兀 変更の内容

(禁止区域) の第五条第一項第六号「中津軽郡西目屋村大字川原平字鬼川辺国有

> 白神が故郷橋下流端までの区域」を追加する。 の上流端から上流の岩木川支流域」に改める。 ダムの上流端から上流の岩木川支流域及び鬼川辺沢白神ライン入口上流の砂防ダム 林地内治山ダムの上流端から上流の岩木川本支流域」を「暗門川暗門大橋上流砂防 同条同項第八号「津軽ダム下流から

山越一二四―一」に改める。 (遊漁料の額及び納付方法) の第七条第二項 「田園一丁目二―七」を「紙漉沢字

―一五」を削除し、第三項「様式第三号」を「様式第二号」に改める。 (県内共通遊漁の承認等に関する事項)の第九条第二項 (漁場監視員) の第十一条第二項「様式第二号」を「様式第三号」に改める。 「十和田市元町東四丁目

様式第二号を様式第三号に改める。

県十和田市元町東四丁目一―一五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除 様式第三号を第二号に改め、遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、 裏の「内水面漁業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。

Ŧi. 施行の日 令和四年三月十日

青森県告示第百六十七号

おり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第百七十条第三項の規定により次のと

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

漁業権者の名称及び住所

浅瀬石川漁業協同組合 黒石市大字石名坂字石法師三八の四

認可年月日 令和四年三月十日

 \equiv 漁業権の免許番号 内共第十六号

兀 変更の内容

店、 チン丹羽商店」を削除し、 サイコウ 「弘前市松原東二丁目一―四」に改め、 (遊漁料の額及び納付方法)の第七条第二項 「平川市葛川字折戸二一―三 たから商店」、 虹の湖 屋台村」及び「黒石市南中野字才の神二〇―一 「青森市大字浪岡字若松一一七—一〇 「黒石市沖浦字山神一―五 「弘前市城東五丁目一三―六」を 「黒石市寿町四八―一(有) おおさき釣具 スマイルキッ ツガル

目 ワークボーイ」及び「黒石市富士見町一三八―一 黒石つり具」を追加する。 番一五号」を削除する。 (県内共通遊漁の承認等に関する事項)の第九条第二項の「十和田市元町東四丁

四丁目一―一五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、裏の 様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、 「郵便番号」、 「青森県十和田市元町東 「内水面漁

施行の日 令和四年三月十日

業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。

五.

青森県告示第百六十八号

おり遊漁規則の変更を認可したので、 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第百七十条第三項の規定により次のと 同条第七項の規定により公示する。

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

漁業権者の名称及び住所

甲田内水面横内漁業協同組合 青森市大字合子沢字山崎一八の二

認可年月日 令和四年三月十日

漁業権の免許番号 内共第二十三号

四 変更の内容

番一五号 鳥越経営会計内」を削除する。 (県内共通遊漁の承認等に関する事項)の第九条第二項「十和田市元町東四丁目

丁目一一五, 様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、 「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、 「青森県十和田市元町東 裏の 「内水面漁

業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。

五. 施行の日 令和四年三月十日

青森県告示第百六十九号

おり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第百七十条第三項の規定により次のと

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申

吾

漁業権者の名称及び住所

猿ヶ森漁業協同組合 下北郡東通村大字猿ヶ森字村中三四

 $\stackrel{-}{=}$ 認可年月日 令和四年三月十日

 \equiv 漁業権の免許番号 内共第三十三号

四 変更の内容

(県内共通の遊漁承認等に関する事項) の第八条第二項「十和田市元町東四丁目

番地一五号」を削除する。

四丁目一—一五」、 様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、 「電話番号」、 「ファックス番号」を削除し、 「郵便番号」、 「青森県十和田 裏の 「内水面漁 市元町東

業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。

Ŧī. 施行の日 令和四年三月十日

青森県告示第百七十号

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第百七十条第三項の規定により次のと

おり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申

吾

漁業権者の名称及び住所

猿ヶ森漁業協同組合 下北郡東通村大字猿ヶ森字村中三四

認可年月日 令和四年三月十日

漁業権の免許番号 内共第三十四号

 \equiv

四 変更の内容

番地一五号」を削除する。 (県内共通の遊漁承認等に関する事項) の第八条第二項 「十和田市元町東四丁目

四丁目一—一五」、「電話番号」、 業調整規則」 様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、 を「漁業調整規則」に改める。 「ファックス番号」を削除し、 「郵便番号」、 「青森県十和田市元町東 裏の 「内水面漁

Ŧī. 施行の日 令和四年三月十日

1

県

道

中野線車場

番図 号面

種道 路

類の

路 線

名

青森県告示第百七十一号

おり遊漁規則の変更を認可したので、 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百七十条第三項の規定により次のと 同条第七項の規定により公示する。

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申

吾

漁業権者の名称及び住所

新井田川漁業協同組合 八戸市大字十日市字赤御堂一八の三

 \equiv 認可年月日 令和四年三月十日

漁業権の免許番号 内共第四十六号

四

変更の内容

番地一五号」を削除し、第三項「様式第三号」を「様式第二号」に改める。 (漁場監視員) の第十一条第二項「様式第二号」を「様式第三号」に改める。 〔県内共通遊漁承認証に関する事項〕の第九条第二項「十和田市元町東四丁目一

様式第一号遊漁承認証の表の「平成」を削除する。

県十和田市元町東四丁目一―一五」、 様式第三号を第二号に改め、遊漁承認証の表の「平成」、 様式第二号を第三号に改め、 漁場監視員証の表の「平成」を削除する。 「電話番号」、「ファックス番号」を削除 「郵便番号」、 「青森

五. 施行の日 令和四年三月十日

裏の「内水面漁業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。

青森県告示第百七十二号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設

の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十五日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

二の表岩屋区域の項を次のように改める。

岩屋漁業協同組合の地区岩屋区域

青森県告示第百七十三号

道路の区域を変更したので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 同項の規定により公示する。 次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、 告示の日から令和四年四月二十四日まで青森県県土整備部

令和四年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

	変					
	更					
	Ø					
	区					
	二六の四まで					
後	前	前	前変 後 別			
四六・七〇メートルまで九・七〇メートルから	三二・七〇メートルまで	一七・二〇メートルまで	敷地の幅員			
四五七・二〇メートル	四七二・五〇メートル	四五七・二〇メートル	敷地の延長			
			備考			

青森県告示第百七十四号

道路の供用を開始するので、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 同項の規定により公示する。 次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から令和四年四月二十四日まで青森県県土整備部

令和四年三月二十五日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

中野線早道乙供停車場 線 名 上北郡七戸町字舟場向川久保三六五の三から 上北郡七戸町字舟場向川久保二六の四まで 供 用 開 始 0) X 間 令和 严 の供 期 開 日始

路

青森県告示第百七十五号

青森県条例第十号)第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示す の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月 次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和四年三月一日をもって青森県収入証紙

令和四年三月二十五日

る

青森県知事 \equiv 村 申

吾

三沢市栄町三丁目一四〇の七三四 売りさばき人の住所及び名称

売りさばき場所

三沢市谷地頭二丁目二九五の五

出 先 機

関

青森県営農大学校告示第一号 青森県営農大学校条例

の規定により、次のとおり短期の研修を行うので、同条第二項の規定により告示す (昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号)第八条第一項

令和四年三月二十五日

青森県営農大学校長

比

内

道

研修の種類、期間、 受講者の定員等

1 農業機械利用技能者育成研修

研修の種類	般)修(一					就研農 農修 者) 新規全		
期間	九日まで 五日から同月二十 令和四年七月二十	まで 九日から九月二日 令和四年八月二十	まで 日から同月十六日 令和四年九月十二	から同月七日まで令和四年十月三日	日まで日まで日から同月二十一	から同月五日まで令和四年八月一日	日まで六日から同月三十令和四年九月二十	までら同月十一日
定講者の	各九人					各九人		
受講対象者	農業関係者	就内か新 農						
摘要	のの農許又大 研受耕(は型 修験車いけ特 の限ずん殊 た定れ引免 め)も免許							

所要経費 次

農作業安全研修

の経費は、受講者の負担とする。

2 1

テキスト代、

免許・資格取得等に係る経費

おもり農力向上シャトル研修

規就農者及び社会人の就農希望者は、 般の農業者及び農業関係者は、

研修に使用する燃料等の実費相当額

三千円

受講料を免除

2 特別研修 あ おもり農力向上シャトル研修 度実施する。 関係団体等の長と での都 若干名

コリ 1カ ス ント	コシ ト ル	研修の種類
	令和四年五月から の和四年五月から	期間
人概 以ね 内十 五	以概 内ね 五 人	定講者の
就農者 以内の新規就農者 以内の新規就農者 、雇用 以内の新規就是五年 中の就農家等で研修	十予農農 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	受講対象者
	地)とするに、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	摘
	露野、	要

備研修 農業機械整 一日 令和四年十一月十 二十人 都度決定する。
業関係団体等の
素関係団体等の
素関係団体等の
の 係者とび農業関 の長農 修理整備及び

青森県公安委員会規則第三号

規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

青森県公安委員会委員長

野

呂

知

子

交番、

警察官駐在所及び警備派出所の名称、

位置等に関する規則の一部を改正する

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、 位置等に関する規則の 一部を改正

する規則 警察官駐在所及び警備派出所の名称、

月青森県公安委員会規則第十号)

の一部を次のように改正する。

位置等に関する規則

(昭和三十六年八

交番、

これを削る。 分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改 改正前欄に掲げるその標記部

別表第一 及び位置 警察 警察 弘前 所轄 署 署 略 略 名称 南交番 板柳交番 略 第 改 一条関係 正 位置 北津軽郡板柳町 弘前市大字泉野 番地五十 字灰沼字玉川十五 丁目一番地四 略 後 (交番の名称 別表第一 及び位置 警察 警察 弘前 署 署 同上 同上 轄 南交番 名称 同上 第 改 一条関 正 位置 丁目一番地四 弘前市大字泉野 係) 同上 前 (交番の名称

委 員 会

公

安

番

定価 小 ,口一枚ニ付十五円 この規則は、 備考 所の名称及び位置) 別表第二 (第二条関係) 警察 三戸 警察 弘前 署 署 [略] 略 附 略 略 頭を削る。 表中の 則 官駐在所 常盤警察 田子警察 官駐在所 官駐在所 沿川警察 [略] 略 略 令和四年四月一日から施行する。 \Box 田子字上野ノ下タ 三戸郡田子町大字 字夕顏関字若松八 字常盤字一西田 六番地十五 北津軽郡板柳町大 番地二十 南津軽郡藤崎町大 略 の記載は注記である。 略 略 七番地三 (警察官駐在 別表第二 (第二条関係) 所の名称及び位置) 警察 警察 警察 弘前 三戸 板柳 署 署 同上 同上 同上 同上 斗川警察 官駐在所 官駐在所 沿川警察 常盤警察 官駐在所 田子警察 官駐在所 同上 同上 同上 三戸郡田子町大字 番地一 三戸郡三戸町大字 田子字上野ノ下タ 斗内字清水田十八 字夕顏関字若松八 北津軽郡板柳町大 番地二十 字常盤字一西田 南津軽郡藤崎町大 六番地十五 十七番地三 同上 同上 同上 (警察官駐在

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一 県号

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行